

■重大事故再発防止等専門部会の設置について

1 設置の趣旨

- 子ども・子育て支援新制度において、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者は、事故の発生又は再発を防止するための措置及び事故が発生した場合に市町村、家族等に対する連絡等の措置を講じることとされている。

（平成 26 年 4 月 30 日付内閣府令第 39 号「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」 第 32 条、第 50 条）

- これを踏まえ、国の「教育・保育施設における重大事故の再発防止策に関する検討会」において、行政の取組みのあり方等について検討が行われ、平成 27 年 12 月に、地方自治体による再発防止のための事後的な検証の実施が提言された。
- これにより、国から、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業、認可外保育施設及び認可外の居宅訪問型保育事業における死亡事故等の重大事故の再発防止等のため、外部委員による検証組織の設置を通知されている。

（平成 28 年 3 月 31 日付内閣府・文部科学省・厚生労働省通知「教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について」）

- 当該組織は、重大事故に関する検証を行うとともに、再発防止に向けた市への報告・提言を行うため、本市においては、福岡市子ども・子育て審議会に少人数の専門的な委員で構成する専門部会として新たに設置し対応する。

2 重大事故再発防止等専門部会の概要（案）

（1）部会名称

重大事故再発防止等専門部会

（2）所管事項

- ①事故発生の実態把握
- ②発生原因の分析等
- ③再発防止策の検討
- ④再発防止のための提言の取りまとめ及び市への報告

（3）検証対象となる事故

死亡事故又は検証が必要と判断される重大な事故

（4）委員構成

- 福岡市子ども・子育て審議会委員の中から、教育・保育施設等における重大事故の再発防止に知見を有する委員を選任する。
- 委員の選任については、検証等が必要となる重大事故が発生した段階で、直近の福岡市子ども・子育て審議会に諮り選任する。

3 設置時期（案）

平成 29 年 1 月〔予定〕

【参考】関係法令等

●福岡市子ども・子育て審議会条例（抜粋）

（専門部会）

第7条 審議会に、専門の事項に係る市長の諮問に答えるため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会の決議は、審議会の決議とみなす。

●福岡市子ども・子育て審議会条例施行規則（抜粋）

（専門部会）

第3条 審議会は、条例第7条第1項の規定に基づき、次の各号に掲げる専門部会を置き、当該各号に定める事項に係る市長の諮問に答えるものとする。

- (1) 処遇困難事例等専門部会 児童福祉施設への入所等の措置の決定及び解除等に関する事項
- (2) 権利擁護等専門部会 児童養護施設等入所児童の権利擁護に関する事項及び児童虐待による死亡事例等の検証
- (3) 教育・保育施設等認可・確認専門部会 保育所、家庭的保育事業等及び幼保連携型認定こども園に係る認可等に関する事項並びに特定教育・保育施設等の利用定員の設定に関する事項

第4条 前条に規定する専門部会（以下「専門部会」という。）は、審議会の委員及び臨時委員をもって組織する。

2 専門部会の委員は、委員長が審議会に諮って指名する。

（部会長及び副部会長）

第5条 専門部会に、部会長及び副部会長を置き、専門部会の委員の互選によってこれを定める。

2 部会長は、専門部会の事務を掌理する。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（専門部会の会議）

第6条 専門部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。

2 専門部会は、特に必要があると認めるときは、関係人の出席を求めることができる。

3 専門部会の委員は、自己に直接利害関係がある事件については、その議決に加わることができない。

4 専門部会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

●平成 26 年 4 月 30 日付内閣府令第 39 号

「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」（抜粋）

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第 32 条 特定教育・保育施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- （1） 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
- （2） 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策に従業者に周知徹底する体制を整備すること。
- （3） 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

2 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該支給認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 特定教育・保育施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

4 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

第 50 条 第 8 条から第 14 条まで（第 10 条及び第 13 条を除く。）、第 17 条から第 19 条まで及び第 23 条から第 33 条までの規定は、特定地域型保育事業について準用する。（以下略）

●平成 28 年 3 月 31 日付内閣府・文部科学省・厚生労働省通知「教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について」（抜粋）

地方自治体による教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための
事後的な検証について

第 1 基本的な考え方

1 目的

検証は、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業、認可外保育施設及び認可外の居宅訪問型保育事業（以下「教育・保育施設等」という。）における子どもの死亡事故等の重大事故について、事実関係の把握を行い、死亡した又は重大な事故に遭った子どもやその保護者の視点に立って発生原因の分析等を行うことにより、必要な再発防止策を検討するために行う。

2 実施主体（略）

3 検証の対象範囲

死亡事故（注）の検証については、事例ごとに行う。

（注）SIDS（Sudden Infant Death Syndrome：乳幼児突然死症候群）や死因不明とされた事例も、事故発生時の状況等について検証を行う。

なお、死亡事故以外の重大事故として国への報告対象となる事例の中で、都道府県又は市町村において検証が必要と判断した事例（例えば、意識不明等）についても検証を実施する。（本通知において、地方自治体が検証を行うものを「死亡事故等の重大事故」という。）

都道府県又は市町村が検証を実施する死亡事故等の重大事故以外の事故やいわゆるヒヤリハット事例等については、各施設・事業者等において検証を実施する。

4 検証組織及び検証委員の構成

（1）検証組織

都道府県又は市町村における死亡事故等の重大事故の検証に当たっては、外部の委員で構成する検証委員会を設置して行う。

（2）検証委員の構成

検証組織の委員については、教育・保育施設等における重大事故の再発防止に知見のある有識者とする。例えば、学識経験者、医師、弁護士、教育・保育関係者、栄養士（誤嚥等の場合）、各事業に知見のある者（地域子ども・子育て支援事業の場合）等が考えられる。

また、検証委員会における検証に当たっては、必要に応じて関係者の参加を求める。
（以下略）